

岩手県監査委員告示第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づいて行った平成25年度の出納その他の事務の執行に係る監査の結果を次のとおり公表する。

平成27年3月6日

岩手県監査委員 柳 村 岩 見
岩手県監査委員 高 橋 昌 造
岩手県監査委員 吉 田 政 司
岩手県監査委員 工 藤 洋 子

1 監査対象団体、監査執行年月日及び担当監査委員

監査対象団体	監査執行年月日	担当監査委員
社会福祉法人岩手県社会福祉事業団	平成27年2月2日	工 藤 洋 子
公益社団法人岩手県農畜産物価格安定基金協会	〃	〃
公益財団法人岩手県土木技術振興協会	〃	高 橋 昌 造 工 藤 洋 子
公益財団法人岩手県下水道公社	平成27年2月3日	〃
公益社団法人岩手県バス協会	平成27年2月12日	〃
公益財団法人さんりく基金	平成27年2月13日	柳 村 岩 見 吉 田 政 司
株式会社N T Tファシリティーズ・株式会社東北博報堂・鹿島建物総合管理株式会社・岩手県ビル管理事業協同組合グループ	〃	〃
公益財団法人いわて愛の健康づくり財団	〃	〃
一般財団法人岩手県建築住宅センター	〃	〃

2 監査の結果 以上の団体については、おおむね良好と認められる。なお、次の団体について、留意改善を要する事項は、次のとおりである。

(1) 社会福祉法人岩手県社会福祉事業団

ア 岩手県社会福祉事業団自立化支援事業費補助金の補助対象経費となっている人件費の支給に当たり、扶養親族の認定を誤っているものがあつたので、適正な事務の執行に努められたい。

イ 管理等業務の執行に当たり、履行が不十分なものがあつたので、適正な事務の執行に努められたい。

(2) 公益財団法人岩手県下水道公社 物品の管理に当たり、在庫管理が不適当なものがあつたので、適正な事務の執行に努められたい。